

改正相続法に対応!

強くなる相続アドバイスに

改正法施行に備えて行いたい
ニーズ喚起&提案

特集



今年7月、改正相続法が公布。来年1月には早速、自筆証書遺言の要件緩和がスタートする予定だ。その後も配偶者居住権が創設されるなど、重要な改正が行われる予定で、相続アドバイスにも影響を与えることだろう。本特集では、改正された相続法について解説するとともに、改正も見越していま行いたいニーズ喚起や相続アドバイスのポイントを紹介していく。

Q&Aで理解する!

相続法の改正ポイントと金融機関に求められる対応

木内清章 産業能率大学講師

まずは改正相続法の内容、および改正に備えて金融機関が取り組むべきことをみていく。

Q1 今回の改正で相続法はどう変わったの? 施行されるのはいつ?



A

7月13日、民法(相続編)の改正条文(相続法)

が公布された。民法改正といえ、債権編の改正(債権法)が一昨年に公布されおり、それを追いかける形で相続法も改正された。

もともと債権法については2020年4月に施行予定だが、

相続法については後から公布されたにも関わらず、先に施行されることになっている。

相続法の施行は、次のように3段階に分かれている。

・19年1月13日施行……自筆証書遺言の一部方式緩和

・19年7月までに施行……預貯金の仮払い制度創設、遺留分割度の見直し

・20年7月までに施行……遺言

ポイント

遺言の要件緩和や預金の仮払い制度などを創設。施行は3段階

の保管制度、配偶者居住権の創設これらの詳細はQ2以降でみていくが、ここでは改正のポイントを紹介しておきたい。

まず一つ目として、遺言を作成する高齢者が増えていることに対応して、遺言作成の利便性と遺言内容執行の確実性を目指した改正が企図されている。

金融機関においても、高齢のお客様の遺言作成ニーズに接する機会は多く、かつこの改正の一部は、最も早く来年1月13日に施行されるため、今後、お

客様からの質問も増加していくであろう。二つ目に、金融機関実務に大

きな影響を与える改正として、預貯金の仮払い制度が創設される予定だ。この制度は、16年12月の最高裁決定で「預貯金に関する法定分割協議前の法定相続分に対応する一部払出しは不可」という取扱いになつたことで、この弊害(生活資金等に窮屈する相続人の発生)に備えるため創設されたものである。

さらには、遺産分割時に生じる問題の解消を目指した「配偶者居住権の新設」「遺留分の算定方法や請求手段の変更」なども押さえておきたいポイントだ。金融機関でも、改正を受けて内部規程や要領の見直しが必要になると想われ、相続法の施行時期および内容をしっかりと押さえておきたい。